

# 共同募金配分金を活用した福祉事業等補助金

## 「はーとふる補助」補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、久留米市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）がボランティアグループや福祉団体等（以下、「団体等」という。）が自らの活動を活発にするために、福祉活動を展開・周知するための運営経費や、団体等が行う新たな取り組みに対し、補助を行うことにより団体の活性化を促すと共に、地域福祉増進を図ることを目的とする。

### (補助金の交付)

第2条 市社協は、団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助金の交付対象団体)

第3条 補助金の交付対象団体は次の条件を満たす団体とする。

- (1) 久留米市内に拠点を置き、地域福祉活動を行っている団体
- (2) 主たる活動範囲が久留米市内であると共に、複数の小学校区以上の範囲で活動を展開している団体
- (3) 定款または規約、会則等を有する団体
- (4) 構成員が5人以上である団体
- (5) 暴力団でないこと。または暴力団若しくは暴力団の構成員の統制下でない団体

### (補助金の交付対象)

第4条 補助金交付の対象は、申請を受け付けた翌年度の経費とし、次の条件のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 団体等が新たな取り組みとして始める事業や福祉サービスに係る事業
- (2) 新たな活動者を育成するための学習活動、または広報、周知に係る活動
- (3) その他、団体等の実情に応じて実施する先駆的・開拓的活動

### (補助金の交付額)

第5条 この補助金は、1団体20万円を上限とし、別表に定める補助交付基準により算出し、その対象経費の8割までとする。ただし算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する。

### (補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする団体等は、別記様式1に次の各号の書類を添付し、市社協へ提出するものとする。

- (1) 団体調書（別記様式2）
- (2) 事業計画書（別記様式3）

- (3) 予算書（別記様式 3 - 2）
- (4) 当年度予算書・事業計画書
- (5) 前年度決算書・事業報告書
- (6) 会員名簿
- (7) 会則等
- (8) 登記簿謄本（写し）（NPO法人のみ）

（補助金の交付決定）

第 7 条 前条の規定により申請を受けた市社協は、申請内容について共同募金配分審査委員会に諮り、共同募金会評議員会の決定に基づき補助金額を決定し、別記様式 4 により、団体等に通知する。

（補助金の交付請求）

第 8 条 この補助金の交付決定通知を受けた団体等は、別記様式 5 により、市社協に請求するものとする。

2 請求に併せて別記様式 6 による誓約書を提出する。

（補助金の交付）

第 9 条 前条の規定により請求を受けた市社協は、すみやかに補助金を交付する。

（事業の実施報告）

第 1 0 条 この補助金の交付決定を受けた団体等は、補助事業終了後 3 0 日以内、若しくは補助金を交付決定した翌年度の 4 月末日までに、別記様式 7 による完了報告及び、別記様式 8 による“ありがとう”メッセージを提出するものとする。

（事業内容の変更）

第 1 1 条 この補助金の交付決定を受けた団体等が、やむを得ず事業内容を変更する場合は、すみやかに市社協に報告すると共に、別記様式 9 により変更申請書を提出しなければならない。

（補助の期間）

第 1 2 条 単年度ごとに申請を受け付け、最大 2 か年の有期補助とする。

（その他）

第 1 3 条 この要綱に定めのない事項については別に定める。

附 則

1 この要綱は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助交付基準

はとふる補助、団体設立補助、一般補助、一般補助（社協構成7団体）算定の対象となる経費は、次のとおり。（ ）は、運用上の考え方とします。

項目	内 容	充当率
交通費	活動に要する電車やバスの運賃、ガソリン代 等	100%
(交通費)	当日参加した者への日当は、対象外です。	0%
謝 金	講師・一時保育・手話、要約筆記等の謝金 等	100%
(謝 礼)	ボランティア謝礼は、対象外です。	0%
消耗品費	用紙、文具、会食等の原材料費、茶菓子 等	100%
印刷費	チラシ、資料印刷、コピー代 等	100%
通信費	電話代、郵便代 等	100%
使用料	会場代、機器のレンタル代	100%
(会場代)	一般的に使用料の免除ができる施設は、対象外です。	0%
備品費	単価が3万円以上のもの	50%
保険料	ボランティア保険、行事用保険 等	100%
手数料	銀行振り込み手数料 等	100%
修繕費	備品・機材の修理、活動拠点の修繕	100%
研修費	研修会参加費、資料代、研修施設での宿泊訓練 研修に伴う宿泊費（日当減額地域は除外） 等	100%
その他	その他、配分審査委員会で認められる経費	
(入場料) 及び (利用料)	施設入場及び利用等について、必要性に対する説明を求め、個別判断いたします。 なお、施設利用料等を認められる場合も原則、半額を限度とします。	50%
(食事代)	自己負担で統一し、対象外とします。	0%
(食材代)	食材を購入し、調理することを目的とする場合は認める。 (1食あたり1,500円を上限とした。H26) ただし、オードブルは対象外とした。	100%
(宿泊費)	遠方への研修時に必要となる宿泊費 ただし、宿泊そのものが研修と求められるものについては、研修費として計上されます。(小学生等の宿泊体験的なもの)	50%